

K950 特定保険医療材料

K950 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

| 告示 | 通知 |
|---|----|
| 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。 | |